

年金あれこれ あなたの年金を増やしませんか

●付加年金とは

平成24年度の老齢基礎年金の年金額は786,500円（満額＝40年間保険料納付）ですが、老後のより高い老齢基礎年金を受けたいと考えているかたのために、毎月の保険料（平成24年度は14,980円）のほかに付加保険料を納付すると、老齢基礎年金に上乗せして支給される付加年金制度があります。また、国民年金保険料と同じく全額が社会保険料控除の対象となります。

○付加保険料の額は定額

付加保険料の額は1ヶ月400円です。付加保険料を納付することができる対象者のかたは、第1号被保険者または任意加入被保険者のかたです。

また、農業者年金の加入者は、必ず付加保険料を納付しなければならないことになっています。

○付加年金額

年金額＝200円×付加保険料納付月数（65歳から老齢基礎年金を受給する場合）

つまり、保険料月額400円に対して、年金額は月額200円ですから、65歳から年金を受給した場合、仮に1年間付加保険料を納付した場合、2年間で付加保険料相当分の年金を受け取ることができます。

●追納制度とは

免除された保険料は、10年以内であればさかのぼって納付（追納）することができます。

保険料免除期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、保険料を納めた場合と比較して低額になります。また、学生納付特例期間と若年者免除期間は年金額には反映されません。追納することで、免除された期間は保険料納付済期間として扱われ、将来より高額の老齢基礎年金を受給することができます。

○追納する保険料は

保険料の免除を受けた月の属する年度の初日から3年以内に追納する場合は当時の保険料額ですが、それ以上経過しているときは加算額が徴収されます。

※不明な点や手続きについては、役場お客さま窓口係または旭川年金事務所にお問い合わせください。

あなたの気になる年金記録、もう一度ご確認を！！

年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん定期便」などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりました。しかし、いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のあるかたは、キャンペーンのパンフレットのチェックリストなどでご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。パンフレットはお近くの年金事務所〔または役場お客さま窓口係〕で配付しています。

約9人に1人、年金記録が見つかっています。

若い頃に努めていた
記録が見つかった
例：年額98万円→234万円

結婚前の旧姓の
記録が見つかった
例：年額43万円→154万円

名前の読み方が誤って登録
されている記録が見つかった
例：年額0万円→137万円

受付：月～金曜日（9:00～20:00）第2土曜日（9:00～17:00）※祝日（第2土曜日を除く）

お問い合わせ：ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル

TEL. 0570-058-555 ※050または070から始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1144

HPアドレス：<http://www.nenkin.go.jp>

これからの家庭教育

～「いじめ」の未然防止、早期発見・早期解消～

家庭における「いじめ」への対応

・家庭での教育が大事

いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こり得るという認識のもと、家庭においても「いじめは人間として絶対に許されない」ということをしっかりと教え、万が一、いじめがおきた場合には、保護者がいじめられている子どもにしっかりと寄り添い、徹底して守り抜く姿勢を示してください。

また、子どもの様子の変化は、普段から、食事を一緒にしたり、話しかけたりするなど、子どもと関わることで気付いていくものです。

・「いじめかな？」と思ったら

いじめを見たり聞いたりした時、お子さんからいじめの相談を受けた時などは、すぐに教育委員会または、学校までご連絡ください。

○教育委員会 TEL32-2477 小学校 TEL32-2003 中学校 TEL32-2057

○毎月、面接教育相談日を実施していますので、そちらもご活用ください。

（日程については、毎月小・中学校を通してお知らせしています）

教育北海道家庭版「ほっとネットvol. 32抜粋」

—和寒町青少年育成町民会議—

